

公益社団法人新潟県社会福祉士会

災害対応ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人新潟県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が、大地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時に取りべき対応について、基本的行動指針を定め、社会の安全に寄与することを目的とする。

2 災害支援の支援方針は、以下の3点とする。

- (1) ソーシャルワークを発揮する支援であること
- (2) 被災地が主体となる支援であること
- (3) 終了を見据えた継続的な支援であること

(災害の定義)

第2条 本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらす、広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

(災害対策本部の設置)

第3条 前条における災害が発生した際は、本会会長・副会長で協議を行ない災害対策本部の立上げについて判断する。立ち上げを決定した場合の、災害対策本部長は本会会長とする。

(災害発生に備えた体制整備)

第4条 本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう平時から体制整備を行うものとする。

- (1) 災害時の通信連絡手段に関する事項
- (2) 「災害対応マニュアル」の作成と広報活動に関する事項
- (3) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法に関する事項
- (4) 災害対応に関する知見の収集に関する事項
- (5) 自治体及び関係機関との連携強化に関する事項
- (6) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

(災害対応の範囲)

第5条 本ガイドラインが対象とする災害対応の範囲は、災害発生時の初期対応、応急支援活動、復旧・復興支援活動を基本とし、活動場所別で定める他、時間経過と共に変化していく災害の局面に応じた本会の対応の骨子を定めることとする。

(終結・評価)

第6条 本会災害対策本部等の災害対応における分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に振り返り、将来に発生が予想される災害対応に結び付けるための対策を講ずる。

(改廃)

第7条 このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは平成29年11月17日制定、同日から施行する。

【参考資料】

- ・公益社団法人日本社会福祉士会災害対応ガイドライン 平成26年5月
- ・東京都社会福祉士会災害時対応ガイドライン 平成25年8月